

## 至誠館大学における転入学に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、至誠館大学学則第17条の規定に基づき、転入学に関する必要事項を定めることを目的とする。

(時期)

第2条 転入学の時期は学年の始めとする。

(転入学願)

第3条 転入学を希望する者は、入学前に次の書類に所定の入学検定料を添えて願い出なければならない。ただし、学長が相当の理由があると認めた場合は、学期の始めとすることができる。

- (1) 転入学志願書
- (2) 履歴書
- (3) 成績証明書及び在学証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（3ヶ月以内に撮影したもの）

(選考)

第4条 転入学の可否は、転入学を希望する学科の定員に欠員がある場合に限り、選考のうち教授会の議を経て、学長が許可する。

(転入学の手続)

第5条 転入学を許可された者は、学長が指定する日までに入学手続を完了しなければならない。

(学納金等の金額)

第6条 入学金、授業料、施設整備費、維持費及び委託徴収金の額は、転入学した年次に属する額とし学長が指定する日までに納付すること。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成26年	7月	1日	(第3回改正)
	平成28年	6月	1日	(第4回改正)
	平成31年	4月	1日	(第5回改正)